

# 津別町森林整備計画 変更計画書（案）

計画期間

自 平成23年 4月 1日

至 平成33年 3月31日

北海道津別町



## 計画変更の理由と始期

### 1 変更理由

- (1) 網走東部地域森林計画の変更による。
- (2) 計画の対象とする森林の区域の異動による。

### 2 変更始期

平成24年4月1日から適用する。

## 目 次

### I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5

### II 森林整備の方法に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
2 樹種別の立木の標準伐期齢	7
3 その他必要な事項	7

#### 第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	8
2 天然更新に関する事項	10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	12
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	14
5 その他必要な事項	14

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
2 保育の作業種別の標準的な方法	15
3 その他間伐及び保育の基準	16
4 その他必要な事項	16

#### 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	17
2 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	18
3 その他必要な事項	19

#### 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網の整備に関する事項	19
-----------------	----

#### 第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	22
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	22
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	22
4 その他必要な事項	23

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進方向	23
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	23
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	23
4 その他必要な事項	23
第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	24
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	24
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
4 その他必要な事項	25
III 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等	26
2 鳥獣による森林被害対策の方法	26
3 林野火災の予防の方法	26
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	26
5 その他必要な事項	27
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	27
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	28
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	28
4 その他必要な事項	28
V その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	28
2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	29
3 森林の総合利用の推進に関する事項	29
4 住民参加による森林の整備に関する事項	29
5 その他必要な事項	30
別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	34
別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域	37

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

- ① 本町は北海道の東部、オホーツク総合振興局管内の東南部にあつて、東西37.2km、南北34.1km、716.60km<sup>2</sup>の広汎な町域を有している。町境を弟子屈町（東）、美幌町（東北）、陸別町、足寄町（西南）、釧路市（南）、訓子府町（西）、北見市（西北）の2市5町に接しています。
- ② 本町の総面積71,660haのうち、森林面積は61,406haで総面積の86%となっており、国有林、道有林、一般民有林で占められている。そのうち民有林(道有林・民有林)の総面積は33,793haであり、その内訳は道有林24,784ha、一般民有林9,009haとなっています。
- ③ カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は13,677haで人工林率は40%と全道平均より高くなっている。町内民有林の人工林13,677haのうち4,544haがⅦ齢級以下で適正な保育、間伐が必要な林分であるとともに、特にⅥ齢級以上の林分については、今後は生産目標にあつた間伐を適正に実施していくことが重要です。
- ④ 東岡、活汲、最上、共和、木樋、二又地区は、戦後カラマツを主体とした造林が盛んに行われたことから、人工林率が約70%以上であり、今後は生産目標に見あつた施業を適期に実施するとともに、伐期を迎える林分については、確実に更新を図り、地域の林業生産活動の活性化と齢級構成の平準化を図ることが重要です。
- ⑤ 上里、恩根、栄、大昭、相生地区においては、天然林と人工林の構成比率が上記地区よりも比較的高いことから、上記施業を行うことはもちろんであるが、既存の天然林は極力皆伐をさけ、優良広葉樹に誘導するための施業を実施することに努めることが重要です。
- ⑥ 上里地区の一部においては、森林の持つ多くの機能を活用するため国有林より自然環境に優れた森林を取得し、記念植樹の森、野鳥の森等の整備を行っているが、今後も森林とのふれあいの場としての活用を図るため、森林の整備に努めることが必要です。
- ⑦ 本町では、豊かな森林資源を背景に、間伐等の施業の際に発生する林地残材の有効活用を図るため、平成19年にバイオマスタウン構想を策定し、木質ペレットの製造施設を整備し木質ペレットの利用による二酸化炭素の削減と森林の育成による二酸化炭素の吸収など、環境に配慮した取り組みを行っています。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

- ① 森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨

の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

- ② 地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林を「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」、「木材等生産林」の区域を設定し、それぞれの区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するよう努めるものとします。
- ③ 森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ります。
- ④ 林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、これらの林内路網を有効に活用した計画的な森林整備に努めるものとします。
- ⑤ 森林の整備等に当たっては、町全体の発展方向に十分留意するとともに、国等の補助事業等の地方財政措置を活用することとします。

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐等を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。

<p>山地災害防止機能／土壌保全機能</p>	<p>山地災害防止林</p>	<p>下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。</p>	<p>災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。</p> <p>また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>生活環境保全林</p>	<p>樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。</p>	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
<p>保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能</p>	<p>保健・文化機能等維持林</p>	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。</p>	<p>生物多様性の保全や保健・レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。</p> <p>保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p>

	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮蔽、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な野生動物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つの施業方法により、森林の区域に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

区分	施業方法	対象とする森林
育成単層林施業	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林</li> <li>森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林</li> </ul>
育成複層林施業	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	<ul style="list-style-type: none"> <li>人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林</li> </ul>

天然生林施業	主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林</li> <li>・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林</li> </ul>
--------	--------------------------------	--

- ① 山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。  
また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。
- ③ 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとする。  
皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

#### イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特徴などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮することとします。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとします。

なお、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

複層林施業の主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。



- ③ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

- ④ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。
- ⑤ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

当地域のカラマツ人工林については、伐採後の着実な再造林に努めるとともに、資源の保続を図るため、当分の間、造林樹種としてカラマツの優先的な植栽に配慮するものとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、アオダモ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 育成単層林を導入又は維持する森林

寒風害等の気象害及び病害虫等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水源涵養林・山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈又は条刈りにより行うものとします。

植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立の方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

[植栽本数]

単位：本/ha

仕立ての方法		樹 種			
		カラマツ	トドマツ	その他針	広葉樹
植栽本数	密仕立て	2,500	2,500	2,500	3,500
	中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,500
	疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を越えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植 え	トドマツ・アカエゾマツ	4月初旬～6月上旬
	カラマツ、その他	4月初旬～6月下旬
秋 植 え	トドマツ・アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月下旬

#### イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を確保するものします。

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとしします。

##### 【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

津別町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

津別町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本/haとすると

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、カラマツはおおむね600本/ha以上を植栽することになります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が維持されるよう配慮するためのものです。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、原則として伐採後2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、原則として伐採後5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなどとし、天然下種更新ではカンバ類やドロノキ・ハンノキなどとしします。

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ カンバ類、ドロノキ、ハンノキ など	

## (2) 天然更新の標準的な方法

### ア 天然更新の完了の判断基準

Ⅱの第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える樹高となった高木天然木(注1)の稚幼樹等(注2)の林地面積(注3)に対する疎密度が30%以上又は成立本数が立木度(注4)3以上となった状態をもって更新完了とします。また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える状態で、林地面積に対する疎密度が30%以上又は成立本数が立木度3以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新の完了の判断基準について」(平成20年1月22日付け森林第1130号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 「高木天然木」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注4) 「立木度」とは、幼齢林(おおむね15年生未満の林分)において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}$$

なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確

保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

#### (ア) 皆伐

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、ぼう芽更新又は天然下種更新によるものについては、原則として伐採後2年以内に更新補助作業を行い、施業後5年を経過しても疎密度が30%又は成立本数が立木度3に満たない場合は、速やかに更新を図る観点から植栽等により更新を行うこととします。

#### (イ) 択伐

択伐による部分的な伐採跡地については、原則として伐採後5年以内に天然更新補助作業を行い、更新を図ることとします。施業後5年を経過しても疎密度が30%又は成立本数が立木度3に満たない場合は、速やかに更新を図る観点から植栽等により更新を行うこととします。なお、更新補助作業実施前に天然更新が完了している場合には、この限りではありません。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案して定めます。

- ① 気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林
- ② 早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林
- ③ 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の育成状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況などを勘案することとします。

次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

- ① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- ④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- ⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

【一般民有林】

森 林 の 区 域		参 考
林班	小 班	
2	145, 171, 172, 175, 176, 230~232, 234, 237, 294~302, 578, 467, 476, 484, 492, 493, 605, 606, 168, 178, 179,	
5	68, 341, 342, 349~351, 403~406	
7	3, 41, 43, 44, 50, 51, 231	
8	276	
9	73, 216	
12	1~5, 33, 598	
15	185	
16	1~5, 11, 13, 15, 17, 30, 33, 36, 42, 49, 52, 53, 155, 159~162, 165, 169, 171~174, 192, 209, 224~226, 228, 237	
17	3, 4, 8, 9, 18, 19, 23, 24, 26, 31~33, 41, 44, 46, 58, 65, 66, 68, 69	
18	51, 52	
19	36, 37, 46, 47, 61, 62, 80, 97, 111~121, 131, 132, 334	
20	127, 148, 154, 155, 204, 205, 380~382	
21	11, 17, 29~32, 34, 35, 37, 40, 49, 51, 63~65	
22	1~3, 14, 17, 18, 21~23, 25~27, 31, 35, 37, 39, 51, 53, 57, 58, 144~148, 164, 169, 170	
23	45, 49, 50, 52, 54, 175, 204, 253	
33	36, 39, 40, 102	
38	2	
39	3, 52	
42	60~62, 69~73, 190	
43	5, 65, 69, 118~122, 168, 178, 179, 234, 244, 247, 251, 294, 308, 318, 345	
44	20, 87~92	
47	5, 57, 60~62, 64, 67, 68, 116, 120, 125, 130, 138, 140, 141, 152, 153, 162	
48	2, 4, 5, 7, 9, 12, 14, 16~22, 24, 25, 27, 32~34, 39, 43, 123, 155, 163, 183, 189	
49	38, 118	
50	39, 47, 48, 244, 250~252, 258, 259, 274, 276, 280, 282, 289, 314, 319~323, 347	
51	10, 139, 143, 221	
52	2, 91, 149, 150	
53	85, 86, 94, 172, 183~185, 190, 490	

#### 【道有林】

森 林 の 区 域		参 考
林班	小 班	
190	52, 59～61	木材等生産 林のうち人 工林
192	53, 55～57, 60	
193	53, 57	

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります（注）。

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

#### 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

##### （1）更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の（1）による

イ 天然更新の場合

2の（1）による

##### （2）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」による

#### 5 その他必要な事項

- ① 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。
- ② 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

##### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

イ 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	16	23	31	39	—	選木方法 定生及び定量 間伐率 20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年 標準伐期齢以上：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	18	25	32	39	46	選木方法 定生及び定量 間伐率 20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年

注1) 「カラマツ間伐施業指針 (北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き (北海道林務部監修)」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

### ア 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

### イ 除伐

除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適時適切に除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とするものとします。

### ウ つる切り

つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次のとおりとします。

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	カラマツ	春	①	②	②	①					
秋			②	②	①	①					
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		

樹種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	カラマツ	春	△								
秋			△								
トドマツ	春		△								
	秋			△							

注1) カラマツには、グイマツ等を含み、トドマツにはエゾマツ、アカエゾマツを含む。

注2) ①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

### 3 その他間伐及び保育の基準

該当なし

### 4 その他必要な事項

#### (1) 要間伐森林に関する事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

#### (2) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

## 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

水源の涵養及び灌漑の防備の目的で指定されている各種制限林のほか、ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林などの水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、集水域などそれぞれの森林の立地条件を踏まえた上で林班単位等で面的に別表1のとおり定める。

施業の方法としては、水源涵養機能の高度発揮を図るため、伐期の延長や皆伐時における伐採規模の縮小により、下層植生の維持及び適正な森林蓄積の維持を図る。具体的には、主伐における林齢については標準伐期齢+10年とし、また間伐の繰り返し期間の延長を図るとともに、特に水源涵養機能の発揮を図る森林については、長伐期施業を推進すべき森林として定め、さらに伐期の延長を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

#### (2) 土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

山地災害の発生防備の目的で指定されている各種制限林のほか、山地災害防止機能の高度発揮が求められる森林のうち災害発生が直接人家、人命等への被害に直結する恐れのある森林について、それぞれの森林の立地条件・森林の内容・地域の要請を踏まえた上で林小班単位で別表1のとおり定める。

施業としては、山地災害防止機能の高度発揮を図るため、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・伐採箇所を分散を図ることを基本とし、複層林施業又は長伐期施業を積極的に推進する。また、山地災害機能の発揮が期待される森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。尚、適切な伐採区画の形状・配置等により、伐採後の林分においても山地災害防止機能の維持確保ができる場合には長伐期施業を行うことも可能。いずれの場合においても皆伐に当たっては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、別表2のとおり定めます。

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

騒音や粉塵等の影響緩和や風・霜被害防止の目的で指定されている各種制限林のほか、住民の日常生活が営まれる地区に近い生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林を基本として、それぞれの森林の立地条件・森林の内容・地域の要請を踏まえた上で林小班単位で別表1のとおり定める。

施業としては、生活環境保全機能の高度発揮を図るため、伐期の長期化及び伐採面

積の縮小・伐採箇所の分散を図ることを基本とし、複層林施業又は長伐期施業を積極的に推進する。また、生活環境保全機能の発揮が期待される森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施行を行うこととする。なお、適切な伐採計画の形状・配置等により、伐採後の林分においても生活環境保全機能の維持確保ができる場合には長伐期施業を行うことも可能。いずれの場合においても皆伐に当たっては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、別表2のとおり定めます。

③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

自然公園法等や風致・保健に関わる法律による指定森林及び保健文化機能の高度発揮が求められている森林を基本として、それぞれの森林の立地条件・森林の内容・地域の要請を踏まえた上で林小班単位で別表1のとおり定める。

施業としては、保健・文化機能の高度発揮を図るため、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・伐採箇所の分散を図ることを基本とし、複層林施業又は長伐期施業を積極的に推進する。また、保健文化機能の発揮が期待される森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。なお、適切な伐採区画の形状・配置等により、伐採後の林分においても保健文化機能の維持確保ができる場合には長伐期施業を行うことも可能。いずれの場合においても皆伐に当たっては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図り、山地災害防止機能の維持を図ることとし、別表2のとおり定めます。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林で効率的な森林施業が可能な森林や、木材生産機能の高度発揮が求められている森林について、総合的・一体的に森林施業を行うことで効率的かつ集約化が図られる区域として、面的に別表1のとおり定める。

### (2) 森林施業の方法

森林の健全性の確保及び木材利用価値の向上のために、各樹種別の生産目標に沿った適切な施業を行うことを基本とし、造林・保育・間伐を適切な時期に確実にを行い生産力向上を図るものとする。また、緩傾斜地で機械作業に適した立地条件の森林については、列状間伐と併せて高性能林業機械の導入を行い、低コスト化を積極的に図るものとする。

さらに、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安として定めるものとする。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ	一般材生産・38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・38cm	中庸仕立て	55年

### 3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

#### (1) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

##### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認めるチミケップ湖周辺の森林について別表1（道有林）のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2（道有林）のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(2) 樹種の特性や立地条件等の諸因子によっては、高齢級化へ転換できない森林もあることから、当該林木の生育状態や近隣の森林状況、また、地域の高齢級の森林から伐採された材の状態などの情報を参考に、長伐期等の施業の導入について検討することとします。

## 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 路網の整備に関する事項

#### (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

##### ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます

単位 路網密度：m/h a

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	15以上	15以上

- 注) 1 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。
- 2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダー等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	フェラーバン チャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバン チャー	スキッド【全木】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ	
	《グラップルローダ》		(ハーベスタ)	
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°)	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ ( ) は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

#### イ 路網整備等推進区域の設定

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
恩根地区	101.26ha	恩根1号	3,000m	①	

## (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

### ア 基幹路網に関する事項

#### ① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

#### ② 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

##### 1) 一般民有林

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		梅津	1				
〃	〃		三好沢4号	1				
〃	〃	林業専用道	恩根1号	3.0-1	78.32	○	①	起終点：津別町字恩根
拡張	自動車道(改良)		美濃島沢支	20				幅員拡張
〃	〃		共和西美都	5				局部改良
〃	〃		〃	1				法面保全

##### 2) 道有林

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道(改良)		炭山布川	2.5-1		○		局部改良
〃	〃		ポンチミケツ	1.0-1		○		局部改良
〃	〃		上最上	1.5-1		○		局部改良
〃	〃		サンタス第1	3.0-1		○		局部改良

### イ 細部路網の整備に関する事項

#### ① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や

丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

### **（3）基幹路網の維持管理に関する事項**

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整備第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

## **第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

### **1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針**

当町における一般民有林の森林所有者は、30ha以下の森林を所有する森林所有者が所有者数の96%、面積の47%と大半を占めます。また当町の一般民有林のおよそ60%は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため森林組合その他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模の拡大を促進します。

### **2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策**

委託を受けて行う森林の施業施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及びあっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

### **3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項**

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

#### 4 その他必要な事項

今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

### 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進方向

本町の森林所有者の約5割は5ヘクタール未満の小規模な森林所有者で、森林の所在も点在しており、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合等による推進体制を整備し、流域単位での森林の施業の集約化を図り、共同化の推進により、適正な森林施業の促進に努めることとします。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

今後、主伐期を迎えるカラマツ林分が多くなるため、間伐事業に加え造林及び保育事業も多くなることが予想される。このため、民有林の担い手である森林組合の森林所有者に対する各種の指導事業を支援しつつ、森林施業を共同して行うための啓蒙、普及活動に努めることとします。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項を厳守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保する為の措置について明確にしておくべきこと。

#### 4 その他必要な事項

道有林・町有林・一般民有林及び国有林を含めた将来における森林施業の一体化に向けた取組みを推進します。

## 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

#### ア 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

#### イ 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

#### (1) 林業機械化の促進方向

林業就労者の減少、高齢化の中で、生産性の向上、労働条件の軽減及び森林施業の合理化、生産コストの低減を図るためには林業の機械化は不可欠であるため、地域における地形等の自然条件及び林道等の路網の整備状況等を総合的に勘案し、計画的かつ効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

## (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状 (参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ、フェラーバンチャー
造 材		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ
集 材		ブルドーザー、グラップル	ブルドーザー、グラップル
造 林 保育等	地 拵、下 刈	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機、ブルドーザー
	枝 打	人 力	

## (3) 林業機械化の促進方策

年間事業量の確保、機械稼働率を向上させるための共同利用及びレンタル、リース等の体制の整備に努めるとともに、操作技術が生産性に大きく影響するため技術向上を目指す必要があります、林業機械研修会等への積極的参加を推進します。

### 3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

今後、人工林資源の熟成により、人工林の主伐材及び間伐材の出材が多くなることが見込まれるため、主伐及び間伐の計画的な実施を図るとともに、高次加工施設の整備等により木材産業の体質強化を図り、地域材の安定的な供給とその利用の促進を推進します。

また、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の取り組みとして、木質ペレットの製造をはじめとした森林バイオマスの活用を推進するほか、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえ、公共建築物において木材・木製品の利用に努めます。

#### ○林産物の生産・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類の	現 状 (参考)			将 来			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
単板製造工場	達美	160,000 m <sup>3</sup>	△ <sub>1</sub>				
合板製造工場	達美	96,000 m <sup>3</sup>	△ <sub>2</sub>				
木質ペレット製造施設	達美	900 t	△ <sub>3</sub>				

## 4 その他必要な事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことです。このため、定住拠点となる住宅、取付道路、下水道等の社会資本整備等、生活環境の整備を推進することとします。

### Ⅲ 林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

##### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

##### (2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

#### 2 鳥獣による森林被害対策の方法

鳥獣による森林被害については、道内ではエゾヤチネズミによる造林木も食害が発生しやすいことから、カラマツ植栽地においてネズミの住みかとなる枝条の集積を避けることや可能な場合には耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行うほか、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤を散布します。なお、本町では「愛林のまち緑資源を守る事業」において造林木を野ねずみから守るため薬剤駆除に対する助成を行っており、今後も支援を継続していきます。

また、エゾシカによる食害面積は、天然林を中心に依然として増加傾向にあり、最近人工林への被害が拡大しつつあります。このような状況から有害鳥獣駆除による被害防止だけでなく、道などの関係機関の協力を得て、抜本的な被害防止策に努めることとします。

#### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進します。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び監理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林の適正な管理と病虫害のまん延を防ぐために森林病虫害の駆除を目的とした火入れを必要とする際は、町が定める山火事予防規則等に則り火入れを実施するものとします。

- (1) 1回の火入面積は、2ヘクタールを超えることができない。
- (2) 特に町長の認めるときのほか、火入は午後3時までに終了しなければならない。
- (3) 火入にあっては風下から、傾斜地のときは上方から、火入地の一方から順次行わなければならない。
- (4) 火入開始後、火災警報が発せられたときは直ちに消火しなければならない。
- (5) 火入許可を受けた後、天候その他の理由で火入の実施ができないで許可期限満了したときは火入再許可書の交付を受けたのち、火入を行わなければならない。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林の伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

### (2) その他

- ① 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。
- ② 森林の巡視に当っては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見を重点的な点検事項とします。
- ③ 自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、森林保全巡視指導員や自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導をおこなうものとします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定することとします。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
共和	10・81・82・93・99・130・132～134・136～141・143・144	10.44	4.64	5.80			

## 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持管理を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、徐伐等の保育を積極的に行うものとします。

施業の区分	施業の方法
造林の方法	伐採後は速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとします。
保育の方法	当該森林は、森林と人との共生林区域であり、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の保育方法に従い行うものとします。

## 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

## 4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制の整備、交通の安全等の円滑な確保に留意するものとします。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画等を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画等の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ・Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ・Ⅱの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林保護に関する事項

## 2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

新しい需要分野の開拓を進めるとともに、消費者ニーズを的確に把握し、それらに対応した加工技術や高度利用技術の開発など、木材加工の高度化を促進することや木そのものの持つ価値・環境にやさしい機能を見出しながら、間伐材を含む道産木材を利用した新製品・新デザイン・新技術の開発を促進し、地域振興の一翼を担う産業として推進します。

## 3 森林の総合利用の推進に関する事項

上里・共和地区については、森林とのふれあいの場として整備が行われていることから、今後も景観等の維持に努め、適切な森林整備を行うこととします。

施設の種類	現 状(参考)		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
上里町民の森	上 里	宿泊施設 (森の健康館) 散策路 1.8 k m			①
道立21世紀の森	共 和	森林学習展示館 1棟 実習用苗畑 野外学実習展示園			②
津別21世紀の森 キャンプ場	共 和	キャンプ場 管理棟 1棟 炊飯施設 2棟 バーベキューハウス 1棟 バンガロー 4棟			③

## 4 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備を行うことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

#### 【主な取組み】

- ① 町民植樹祭
- ② 「愛林のまち森づくり緑化推進事業 (記念植樹事業)」
- ③ 児童・生徒に対する「森林を含めた自然環境教育」「林業作業体験」の実施
- ④ 21世紀の森エリアをフィールドとした、自然体験事業の実施

### (2) 上下連携による取組みに関する事項

本町は網走川の源流に位置し、町の総面積の86%を森林が占めており、森林の公的機能を高めるため、森林の整備に努めます。

また、本町の基幹産業は林業であり、森林のもつ木材生産機能も重視しながら森林整備を行い、その振興に努めます。

### (3) その他

学校及び教育関係機関、緑の少年団、各種団体への積極的なフィールドの提供を行うとともに、森林学習・体験事業等の実施に向け、林業関係機関等の協力を得ながら推進に努めます。

## 5 その他必要な事項

### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしうえて、その実施の確保を図るものとします。

### (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

#### ① 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林

保安林及び保安施設地区の区域内的の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

#### ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

- a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
- b 択伐（伐採区域内的の立木を均等な割合で伐採するもの。）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

#### イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

- a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ヘクタール以下とします。
- b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下とします。
- c その他の保安林であって、当該森林の地形、地質、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタール以下とします。

(ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

#### ウ 特例

(ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

(イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

(ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

#### エ 間伐の方法及び限度

(ア) 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

(イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

#### オ 植栽の方法及び期間

(ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。

(イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

### ② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては、自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあつては、北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	<p>(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。</p> <p>(2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とします。</p>
第 2 種 特別地域	<p>(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとします。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 ① 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。</p>
第 3 種 特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。

③ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、次のとおりとします。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	伐 採 方 法
その他の制限林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が、1ヘクタール未満のもの。 ② 森林施業計画で、皆伐として計画されたもの。 (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とします。

**(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項**

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

**(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項**

水道水源である網走川上流の上里地区は、水資源のかん養の機能を特に発揮させる必要があることから、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図るものとしします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	8	276	0.56
	9	73, 216, 217	1.04
	10	83~87, 89, 92, 94~98, 103, 105, 107, 127, 142	6.12
	12	1~10, 12, 13, 16, 20~23, 25, 28, 33~35, 594~598	167.96
	15	163, 185	3.72
	16	1~36, 42, 43, 49, 52~56, 155, 159~163, 165, 169, 170, 192, 223~225, 227, 236, 245~248, 251~253	173.34
	17	3, 4, 8, 9, 14, 18, 19, 22~24, 26, 30~33, 44, 46, 54, 55, 64, 68, 69, 71	61.82
	18	51, 52	5.08
	19	7, 18, 29, 30, 33, 36, 37, 80, 88, 99, 187	28.90
	20	127, 154, 155, 158~161, 163~165, 181~188, 198, 203~205, 462, 464, 466, 476, 483, 484	157.48
	21	1~32, 34~42, 45~56, 58~65	198.62
	22	1~11, 13~41, 45~58, 141~148, 150, 153~161, 163, 164, 166~170	232.95
	24	14	1.72
	38	2, 63, 77~79	19.44
	45	115, 149, 189	2.48
	48	2, 4, 5, 7, 9~12, 14, 16~25, 27~39, 43, 45, 47, 48, 97, 123, 145, 155, 163, 170, 178, 182~187, 189	156.56
	49	118, 168	1.44
	51	10, 139, 143, 221	5.73
	52	1, 2, 4, 73, 83, 84, 91, 92, 94, 128, 136, 143, 144, 149, 150, 152	39.02
	53	85, 86, 94, 110, 172, 183~185, 187, 190	39.12
山地災害防止林	3	64, 71, 141, 152, 267	1.52
	5	13	0.86
	9	46, 47, 175, 176, 231~234, 237, 238, 252, 254, 258, 334	2.80
	10	131	0.12
	12	11, 14, 15, 19, 24, 26, 27, 29, 31, 592, 593	22.60
	13	4~7, 9, 16, 18, 44, 45, 531, 532, 536, 577, 624, 628~632	5.00
	14	29, 250	2.35
	16	51, 196	0.56
	18	2~6, 13, 16~19, 122, 123	5.37
	19	57, 58, 71~76, 92, 93, 134, 135	11.79
	22	12, 42, 43	7.36
	23	186, 191~195, 273, 276, 305	2.20
	38	1, 3, 11, 12, 61, 62, 80, 96~100	13.12
	39	77	0.04
	43	164, 172, 175, 177, 192, 333	3.68
	45	130~132, 150, 208, 213, 226	8.28
	46	25, 36, 40, 41, 67, 95~100, 289, 290	8.64
	47	1, 3, 25, 26, 28, 31~33, 35, 39, 55, 64, 67, 78, 84, 85, 96, 124, 125, 130, 138, 140, 151, 153, 157	17.53
	48	1, 3, 6, 8, 13, 15, 26, 40~42, 44, 46, 64, 104, 114, 116, 118, 122, 138, 146, 147, 152, 153, 156, 162, 173, 174, 188	22.36
	50	305, 404, 405	3.20
51	3, 5, 8, 9, 11, 51, 75, 77, 78, 80, 92, 149, 150, 211, 213~216, 218~220	8.47	

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
山地災害防止林	52	93, 151	1.20
	53	203, 204, 206, 207, 507~513	10.96
生活環境保全林		【該当なし】	
保健・文化機能等維持林	10	81, 82, 90, 91, 93, 99, 118, 129, 130, 132~134, 136~141, 143, 144	12.04
木材等生産林	1~2	全域	250.99
	3	64, 71, 141, 152, 267を除く全域	59.68
	4	全域	125.95
	5	13を除く全域	254.74
	6~7	全域	394.88
	8	276を除く全域	133.41
	9	46, 47, 73, 175, 176, 216, 217, 231~234, 237, 238, 252, 254, 258, 334を除く全域	98.95
	10	81~87, 89~99, 103, 105, 107, 118, 127, 129~134, 136~144を除く全域	35.16
	11	全域	8.92
	13	4~7, 9, 16, 18, 44, 45, 531, 532, 536, 577, 624, 628~632を除く全域	483.62
	14	29, 250を除く全域	92.39
	15	163, 185を除く全域	91.93
	16	47, 171~174, 176, 184, 186, 187, 193, 197~202, 209~211, 213~218, 237, 240	18.91
	17	1, 2, 5~7, 10~13, 15~17, 20, 21, 34, 38~41, 48~52, 58, 59, 65~67, 70	59.53
	18	2~6, 13, 16~19, 51, 52, 122, 123を除く全域	93.56
	19	7, 18, 29, 30, 33, 36, 37, 57, 58, 71~76, 80, 88, 92, 93, 99, 134, 135, 187を除く全域	261.45
	20	127, 154, 155, 158~161, 163~165, 181~188, 198, 203~205, 462, 464, 466, 476, 483, 484を除く全域	281.09
	22	140	0.12
	23	186, 191~195, 273, 276, 305を除く全域	128.07
	24	14を除く全域	111.06
	25~37	全域	1,636.10
	38	1~3, 11, 12, 61~63, 77~80, 96~100を除く全域	115.96
	39	77を除く全域	63.26
	40~42	全域	468.74
	43	164, 172, 175, 177, 192, 333を除く全域	175.96
	44	全域	275.28
	45	115, 130~132, 149, 150, 189, 208, 213, 226を除く全域	296.51
	46	25, 36, 40, 41, 67, 95~100, 289, 290を除く全域	188.63
	47	1, 3, 25, 26, 28, 31~33, 35, 39, 55, 64, 67, 78, 84, 85, 96, 124, 125, 130, 138, 140, 151, 153, 157を除く全域	170.48
	48	49~55, 65, 68, 75, 77~80, 82~85, 89~91, 94~96, 98~100, 102, 105~107, 109, 110, 113, 115, 121, 126~131, 133~136, 143, 144, 157, 158, 161, 164, 167~169, 177	54.12
	49	118, 168を除く全域	180.61
	50	305, 404, 405を除く全域	330.70
	51	3, 5, 8, 9~11, 51, 75, 77, 78, 80, 92, 139, 143, 149, 150, 211, 213~216, 218~221を除く全域	218.56
	52	1, 2, 4, 73, 83, 84, 91~94, 128, 136, 143, 144, 149~152を除く全域	145.17
	53	85, 86, 94, 110, 172, 183~185, 187, 190, 203, 204, 206, 207, 507~513を除く全域	236.71

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	108	全域	211.52
	109	01~03, 07~09, 11~13, 20, 52~64, 66~72, 94, 96, 98	222.08
	110	全域	188.80
	113	全域	164.16
	114	01~04, 07, 09, 20, 52, 55~60, 64, 65, 94, 96	130.56
	115~121	全域	1,444.48
	122	01, 03, 05~09, 20~22, 51~57, 94, 96	226.24
	133~134	全域	398.88
	146	01, 02, 06, 20~22, 51~57, 97~99	112.80
	147	01, 03, 04, 20~23, 51~73, 97, 99	185.60
	170~182	全域	2,580.00
	184~187	全域	996.32
	189~193	全域	1,032.80
	山地災害防止林	101	01~06, 41~43, 51~62, 64~70, 97, 99
102~107		全域	1,044.16
109		06, 65	2.24
111~112		全域	450.72
114		05, 06, 08, 10, 56, 61~63	37.44
122		98	0.32
123~132		全域	1,788.64
135~143		全域	1,648.96
144		01~04, 06~10, 51~53, 56~68, 96, 97, 99	199.20
145		全域	240.96
146		08, 09	7.36
147		02	4.32
148		全域	265.92
149		01, 03, 04~08, 20, 52~63, 97, 99	121.60
150~151		全域	522.72
162~169		全域	1,642.56
183		全域	126.24
188		全域	259.68
194~225		全域	6,197.92
生活環境保全林		【該当なし】	
保健・文化機能等維持林	129	11	4.16
	148	10	5.12
	152~161	全域	2,132.48
木材等生産林	189~193	全域	1,032.80

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	
生物多様性保全ゾーン (保護地域タイプ)	129	11	4.16
	148	10	5.12
	152~161	全域	2,132.48

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕(注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	8	276	0.56	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		9	73, 216	0.44	
		10	83~87, 89, 92, 94~98, 103, 105, 107, 127, 142	6.12	
		12	1~5, 8, 13, 16, 20~23, 25, 28, 33, 35, 598	106.84	
		15	185	0.72	
		16	1~6, 8, 11, 13, 15, 17, 23~28, 30, 32, 33, 36, 42, 49, 52, 53, 56, 155, 159~162, 165, 169, 170, 192, 223~225, 236, 248	65.30	
		17	3, 4, 8, 9, 14, 18, 19, 22~24, 26, 30~33, 44, 46, 54, 55, 64, 68, 69, 71	61.82	
		18	51, 52	5.08	
		19	36, 37, 80, 88, 99	17.24	
		20	127, 154, 155, 159, 160, 165, 181~188, 204, 205, 483, 484	78.44	
		21	1~7, 9~12, 14, 17, 19, 21~32, 34~42, 45~56, 58~65	186.78	
		22	1~3, 5~9, 11, 14~27, 29~41, 45~58, 141~148, 150, 153~161, 163, 164, 166~170	203.03	
		24	14	1.72	
		38	2, 77~79	18.28	
		45	115, 149, 189	2.48	
		48	2, 4, 5, 7, 9, 12, 14, 16~22, 24, 25, 27, 32~34, 36, 39, 43, 45, 123, 145, 155, 163, 183, 189	55.68	
		49	118, 168	1.44	
		51	10, 139, 143, 221	5.73	
		52	2, 4, 73, 84, 91, 149, 150, 152	23.06	
		53	85, 86, 94, 110, 172, 183~185, 187, 190	39.12	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		【該当なし】		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	9	217	0.60	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		12	6, 7, 9, 10, 12, 34, 594~597	61.12	
		15	163	3.00	
		16	7, 9, 10, 12, 14, 16, 18~22, 29, 31, 34, 35, 43, 54, 55, 163, 227, 245~247,	108.04	

区 分	施業の方法	森 林 の 区 域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕(注1)	
		林 班	小 班			
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	19	7, 18, 29, 30, 33, 187	11.66	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下	
		20	158, 161, 163, 164, 198, 203, 462, 464, 466, 476	79.04		
		21	8, 13, 15, 16, 18, 20	11.84		
		22	4, 10, 13, 28	29.92		
		38	63	1.16		
		48	10, 11, 23, 28~31, 35, 37, 38, 47, 48, 97, 170, 178, 182, 184~187	100.88		
		52	1, 83, 92, 136, 143, 144	15.96		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	10	81, 82, 90, 91, 93, 99, 118, 129, 130, 132~134, 136~141, 143, 144	12.04	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	【該当なし】			主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	3	64, 71, 141, 152, 267	1.52	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する	
		5	13	0.86		
		9	46, 47, 175, 176, 231~234, 237, 238, 252, 254, 258, 334	2.80		
		10	131	0.12		
		12	11, 14, 15, 19, 24, 26, 27, 29, 31, 592, 593	22.60		
		13	4~7, 9, 16, 18, 44, 45, 531, 532, 536, 577, 624, 628~632	5.00		
		14	29, 250	2.35		
		16	51, 196	0.56		
		18	2~6, 13, 16~19, 122, 123	5.37		
		19	57, 58, 71~76, 92, 93, 134, 135	11.79		
	22	12, 42, 43	7.36			

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕(注1)
		林班	小班		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	23	186, 191~195, 273, 276, 305	2.20	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		38	1, 3, 11, 12, 61, 62, 80, 96~100	13.12	
		39	77	0.04	
		43	164, 172, 175, 177, 192, 333	3.68	
		45	130~132, 150, 208, 213, 226	8.28	
		46	25, 36, 40, 41, 67, 95~100, 289, 290	8.64	
		47	1, 3, 25, 26, 28, 31~33, 35, 39, 55, 64, 67, 78, 84, 85, 96, 124, 125, 130, 138, 140, 151, 153, 157	17.53	
		48	1, 3, 6, 8, 13, 15, 26, 40~42, 44, 46, 64, 104, 114, 116, 118, 122, 138, 146, 147, 152, 153, 156, 162, 173, 174, 188	22.36	
		50	305, 404, 405	3.20	
		51	3, 5, 8, 9, 11, 51, 75, 77, 78, 80, 92, 149, 150, 211, 213~216, 218~220	8.47	
		52	93, 151	1.20	
		53	203, 204, 206, 207, 507~513	10.96	
		森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	80年以上
	カラマツ	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕(注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	108	全域	211.52	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		109	01~03, 07~09, 11~13, 20, 52~64, 66~72, 94, 96, 98	222.08	
		110	全域	188.80	
		113	全域	164.16	
		114	01~04, 07, 09, 20, 52, 55, 57~60, 64, 65, 94, 96	125.12	
		115~121	全域	1,444.48	
		122	01, 03, 05~09, 20~22, 51~57, 94, 96	226.24	
		133~134	全域	398.88	
		146	01, 02, 06, 20~22, 51~57, 97~99	112.80	
		147	01, 03, 04, 20~23, 51~73, 97, 99	185.60	
		170~182	全域	2,580.00	
		184~187	全域	996.32	
		189~193	全域	1,032.80	
			伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)		〔該当なし〕		主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	101	01, 03~06, 41~43, 51~62, 64~70, 97, 99	144.96	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		102	01, 02, 20, 51~64, 66, 67, 70, 97	244.00	
		103	01~03, 05, 07, 20~23, 25, 26, 51~58, 97	187.84	
		104	01~03, 09, 20, 22, 51~62, 97, 99	161.12	
		105	06, 20~23, 51~57, 59~69, 72, 97, 99	207.52	
		106	01, 04, 20, 51~58, 97, 98	148.00	
		107	全域	22.40	
		111	01, 02, 04~11, 51~62, 64, 65, 67, 68, 97, 98	264.64	
		112	01, 02, 05, 07, 08, 14, 20~23, 51~55, 97~99	104.00	
		114	05, 08, 10, 56, 61~63	32.00	
		122	98	0.32	

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕(注1)
		林班	小班		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	123	01~09, 11~13, 15, 16, 19, 21, 23, 25, 26, 29, 51~59, 96, 97	218.08	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		124	01~07, 51~58, 94, 96	187.68	
		125	01~03, 20~23, 51~65, 96, 97	160.32	
		126	01~06, 09, 20~22, 24~26, 51~56, 97, 99	130.40	
		127	01~05, 09, 20~27, 51~54, 97, 98	177.28	
		128	01, 02, 04, 06, 08, 51~59, 61~63, 65, 96~98	152.48	
		129	01~07, 10, 12, 20, 21, 51~59, 97	196.64	
		130	01~04, 20~24, 51~60, 97	147.20	
		131	01~03, 06, 07, 20, 21, 51~56, 96, 97	95.52	
		132	51~61, 94, 96	78.72	
		135	51~61, 96	66.40	
		136	51~56, 94, 96	71.68	
		137	51~53, 94, 96	33.28	
		138	51~61, 94	104.16	
		139	51~59, 94, 96	78.56	
		140	01, 02, 94, 98	25.92	
		141	51, 52, 54, 56~61, 98	68.00	
		142	02, 51~65, 71~74, 95, 97	182.40	
		143	01, 02, 21, 51~61, 97, 99	167.84	
		144	01~04, 10, 51~53, 56~60, 62~68, 96, 97, 99	181.76	
		145	01, 09, 51~65, 67~75, 80, 97	234.40	
		148	01, 02, 04~06, 08, 09, 20~31, 50~69, 94, 97, 99	253.76	
		149	01, 03, 04, 06~08, 20, 52~63, 97, 99	118.88	
		150	01~05, 10, 20~26, 51~59, 97, 99	215.84	
		151	01, 03, 07, 08, 10, 11, 19~26, 30, 51, 52, 97, 99	250.24	
		162	01~04, 07, 09, 20~26, 51~55, 94, 96, 97	188.96	
		163~166	全域	619.36	
		167	01~06, 08, 10, 14, 19~21, 23~28, 51~59, 61, 94, 97, 99	201.76	
		168	01, 03, 04, 06, 09, 20~23, 51~68, 94, 96, 97	224.64	
		169	02, 04, 06, 09, 20, 73, 97	81.76	
183	全域	126.24			
188	01~07, 09, 10, 20~24, 51~68, 96, 97	257.60			
194	01~03, 05, 07~10, 20, 21, 50, 52~58, 94, 96	198.56			
195	01~06, 08, 10~13, 15, 20, 21, 51~59, 94, 96, 97	171.84			
196	01~04, 08, 09, 11, 12, 20, 51~53, 94, 96	237.92			



区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕(注1)	
		林班	小班			
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	101	02	4.00	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			102	03, 04, 65, 68, 69, 96	18.40	
			103	04, 06, 24, 96	11.52	
			104	96	0.32	
			105	07, 70, 71, 73~76, 96	19.20	
			106	08, 09, 96	23.84	
			109	06, 65	2.24	
			111	12~15, 63, 66, 99	17.76	
			112	03, 04, 06, 09~13	64.32	
			114	06	5.44	
			123	10, 94	8.48	
			124	08~11, 97, 99	41.12	
			125	04, 09, 94, 99	14.24	
			126	07, 08, 23, 94, 96	7.68	
			127	06~08, 28, 96	5.76	
			128	05, 09, 64	10.08	
			129	08, 11, 96	12.96	
			130	07, 96	2.88	
			131	08	1.12	
			132	01, 03, 04~08, 20~26	140.00	
			135	01~03, 20, 21, 97	37.60	
			136	01~06, 20~22	120.96	
			137	01~06, 20	123.52	
			138	01~08, 10, 12, 15, 17~27, 96	201.76	
			139	01~03, 06~10, 20~22	104.80	
			140	03, 04, 51~61, 96	118.56	
			141	01~06, 09, 20, 21, 53, 94~96	81.44	
			142	01, 94, 96	44.32	
			143	03, 04, 09, 20	17.76	
			144	06~09, 61	17.44	
145	02, 03, 66, 99	6.56				
146	08, 09	7.36				
147	02	4.32				
148	03, 07, 10, 11, 19, 96	12.16				
149	05	2.72				

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕(注1)	
		林班	小班			
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	150	09	0.80	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			151	04, 12~15, 27~29, 53, 94, 96	55.84	
			152~161	全域	2,132.48	
			162	06, 08, 10, 99	6.88	
			167	07, 11~13, 60, 96	39.52	
			168	02, 05, 08	30.56	
			169	01, 03, 05, 07, 08, 50~72, 99	249.12	
			188	08	2.08	
			194	04, 06, 11, 97, 99	14.24	
			195	07, 99	1.92	
			196	05~07, 21, 97, 99	16.32	
			198	04, 58, 94	9.12	
			199	10, 11, 94, 96	17.76	
			200	05, 08, 09	13.44	
			201	04, 08, 96	9.60	
			202	04, 06, 16, 96	19.36	
			203	03, 24, 96	3.84	
			204	07, 94, 96	1.92	
			205	13, 96	0.96	
			206	04, 07~09, 11, 28	50.24	
			207	02, 09, 12, 15, 18, 19, 21, 23, 28, 31, 32	35.52	
			208	49	0.48	
			210	06~10, 20, 94, 96	76.48	
			211	10~12, 19	6.56	
			212	02, 03	7.20	
			213	02, 96	8.00	
			215	06, 11~14, 96	11.04	
216	03, 06, 96	63.84				
217	04, 05, 11, 16, 23, 99	13.44				
219	05, 08, 96	12.80				
220	02, 06, 96	4.32				

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕(注1)	
		林班	小班			
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		【該当なし】		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する	

- 注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。
- 注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。
- 注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	80年以上
	カラムツ	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上